

23契第425号  
平成23年11月7日

入札参加資格者 各位

高知市総務部 契約課

**急激な価格変動に伴う建設工事請負契約書第25条第5項に関するお知らせ**

工事請負契約書第25条第5項の規定の運用につきましては、平成20年7月14日から運用をしておりますが、請求において下記のとおりとしましたので、お知らせします。

記

**改正前**

原則として工期末の2月前までに請求するものとする。

**改正後**

原則として工期末の2月前までに請求するものとする。

ただし、やむを得ない理由により工期末の2月前までに請求できない場合は、工期末の23日前までに請求するものとする。

やむを得ない理由とは、全体の工期が2月に足りない場合や工期末まで2月を切った後にスライド対象となった場合等。

附 則

1. この通知は、平成23年11月7日から施行し、適用する。